

渋川市

お試し滞在補助金

～ 泊まって、知って、しぶかわお試し滞在 ～

渋川市への移住促進を図るため、住まいや仕事探し、本市の特色である都心からの交通便利性、豊かな自然環境及び充実した子育て環境などを知るために来市した移住希望者へ、その滞在した期間に要した宿泊費を補助します。

① 対象となる人 ※次に掲げる全ての要件を満たす人

- ア) 本市への移住（転勤又は結婚による転入を除く。）を検討中であり、移住に向けた準備として本市を訪れ宿泊する方（観光その他の移住以外の目的で訪れる者を除く。）
- イ) 市内の宿泊施設に連泊（2連泊以上）する方
※宿泊施設＝旅館業法第二条に規定された旅館業
- ウ) 住民基本台帳法の規定により記録されている住所が群馬県外にあり、過去においても群馬県内での記録がない方
- エ) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方
- オ) 当該申請に係る滞在期間中に、担当課職員と面談を行える方
- カ) 市のアンケート等調査に応じることができる方
- キ) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

② 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、本市を滞在した期間に要した宿泊費です。
ただし、国、県等の補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象とします。

③ 補助金の額

- 大人（中学生以上） 5,000円
 - こども（小学生） 2,500円 ※未就学児は補助対象外です。
- ただし、補助対象経費が補助金額に満たない場合は補助対象経費を上限とし、合計補助金額は20,000円を上限とします。

④ 申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日（予算に達した時点で終了となります。）

裏面に続きます→

⑤補助金申請の流れ

渋川市への訪問滞在が決まりましたら、下記問い合わせ先に電話かメールにて、本補助金を利用したい旨をご連絡ください。

申請及び報告に係る書類は、渋川市ホームページよりダウンロードしてください。

1) 申請

補助金の交付を受けようとする人は、滞在期間初日の10日前までに、次の書類を市民協働推進課まで提出してください。

ア) 補助金交付申請書(様式第1号)

イ) 補助対象者全員の住民票(続柄を表示した上で、**原本**を提出してください。)

ウ) 滞在計画書(様式第2号)

エ) その他(市が必要と判断して求める書類)

→申請書類を審査し、適当と認められた場合は、市から交付決定通知書を送付します。

なお、申請内容に変更が発生した場合は、補助金の変更交付申請(様式第4号)が必要になります。変更交付申請書に新たな滞在計画書を添え、滞在期間初日の2日前までに変更交付申請を行ってください。変更交付決定を受けていない場合、補助金の交付ができない場合があります。

2) 面談

渋川市内でのお試し滞在活動期間中に、担当課職員と面談を行いますので、

滞在計画書(様式第2号)に面談希望日時を必ず御記入ください。

滞在活動期間中の行動計画や今後の移住のご予定などをお伺いし、必要な支援や情報についてご案内させていただきます。

3) 報告

下記の書類を滞在の最終日から30日以内、又はその日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに提出してください。

ア) 活動報告書(様式第8号)

イ) 宿泊を証明する書類(領収書の写し等)※活動報告書裏面に添付してください。

ウ) その他(市が必要と判断して求める書類)

→報告書類を審査し、適当と認められた場合は、市から交付確定通知書を送付します。

4) 請求

交付確定通知書(様式第9号)を受け取りましたら、速やかに請求書(様式第10号)を提出してください。ご指定の口座に補助金をお振り込みさせていただきます。



問い合わせ先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所 市民協働推進課



0279-22-2401 (直通)

iju@city.shibukawa.gunma.jp